

平成22年度上半期 保険金等のお支払い状況

平成22年度上半期（4月～9月）における保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

1. 平成22年度上半期 保険金等のお支払い状況について

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺による取消し	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0	0
不法取得目的による無効	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0	0
告知義務違反による解除	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0	0
重大事由による解除	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0	0
免責事由に該当	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0	0
支払事由に非該当	—	—	—	—	—	0	0	1	0	—	1	1
その他	—	—	—	—	—	0	0	0	0	—	0	0
お支払い非該当件数合計	—	—	—	—	—	0	0	1	0	—	1	1
お支払い件数合計	—	—	—	—	—	0	8	5	0	—	13	13

注1) 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

注2) 平成22年10月現在、商品取扱いがない保険金・給付金種類については、「—」を表示しております。

注3) 上表におけるお支払い非該当理由のご説明は下表のとおりです。

事由	概要
詐欺による取消し	ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反による解除	ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。

2. 保険金等のお支払い非該当契約の具体的事例について（平成22年度 上半期）

【お支払い非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払事由に非該当	入院時手術給付金	外来で皮膚腫瘍切除術を受けられたお客さまです。ご契約に手術特約が付保されていましたが、約款上、入院時手術給付金は入院中に受けた手術についてお支払いする旨定められているため、入院時手術給付金をお支払いできませんでした。

3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【平成22年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計		
	保険金	給付金	
利用件数	0件	—	0件

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上